

約款 新旧対照表

『さくらの BASE Storage β 約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第15条 (提供期間)	第15条 (提供期間) 1. 本サービスの提供期間は、平成26年2月3日から同年6月1日までとします。 2. 前項の定めに関わらず、当社は本サービスの提供期間を変更することができるものとします。 3. 前項に基づき本サービス提供期間を変更する場合、当該変更実施日の7日前までに、利用者に対し当社が適切と判断する方法において、その旨通知するものとします。	第15条 (提供期間) 1. 本サービスの提供期間は、平成26年2月3日から同年8月31日までとします。 2. 前項の定めに関わらず、当社は本サービスの提供期間を変更することができるものとします。 3. 前項に基づき本サービス提供期間を変更する場合、当該変更実施日の7日前までに、利用者に対し当社が適切と判断する方法において、その旨通知するものとします。	サービスの提供期間を延長します。
附則 第1条	附則 (適用開始) 第1条 この約款は、平成26年2月3日から適用されたさくらの BASE Storage β 約款を改正したものであり、平成26年4月1日より適用されるものとします。	附則 (適用開始) 第1条 この約款は、平成26年4月1日から適用されたさくらの BASE Storage β 約款を改正したものであり、平成26年5月30日より適用されるものとします。	本改正にともなう適用日の変更をおこないます。